

■日本政策金融公庫による融資制度

地域経済牽引事業の承認を受けた事業者が、地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫から長期かつ固定金利で融資を受けることが可能となります。(※融資を受けるためには、別途審査が必要です。詳しくは、問合せ先に確認してください。)

<貸付対象等（中小企業事業）>

貸付対象	中小企業者（みなし中小企業者を含む。）	
資金使途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）	
貸付利率	設備資金	基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%引下げ(※)
	長期運転資金	基準利率

(※) 以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引下げ（みなし中小企業者は0.65%の引下げ）となります。

①新規開業して7年以内であるもの、②困難な経営状況にあるもの、③公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの

なお、複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記のいずれかの条件を満たす必要があります。

【問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル、Tel0120-154-505